

## 江戸時代のへんろ 一四国遍路の光と影一

徳島文理大学 上野 進

### はじめに

#### ○香川県による札所寺院調査

- ・四国遍路の世界遺産登録に向けた調査の一環として実施
- ・第81番白峯寺の調査：2012年度～  
→『四国八十八ヶ所霊場第八十一番札所 白峯寺調査報告書』の刊行  
白峯山古図／修禅大師義真像／歌仙切（崇徳上皇像）／中世の経筒ほか、多様な史料

※札所寺院の調査→札所寺院に残された資料のうち、遍路に関わるものはきわめて少ない。

→何を意味するのか？

札所寺院と遍路者が現実には接しあう場が希薄なのでは？

#### ※巡礼の2つの型

##### ①往復型（単一聖地型）の巡礼

ある単一の目的地に到達するために行う巡礼（伊勢参宮・熊野詣・メッカ巡礼など）  
→中心に向かう型（中心に導くための組織がある。たとえば伊勢や熊野では御師とよばれる人々がおおり、その関係資料がある）

##### ②回遊型（複数聖地型）の巡礼

単一の目的地や参詣対象をもたず、むしろ各地に点在する寺院（もしくは神社）をめぐる歩くことに重点がおかれる巡礼（西国巡礼・六十六部・四国遍路など）  
→周辺に向かう型（四国遍路の札所寺院の場合、独自に遍路者を信者に位置づけ、組織していない→関連資料が少ない？）

#### \*西国巡礼（西国三十三か所）

平安時代末期に成立。近畿地方に散在する、観音信仰で有名な三十三か所の霊場をめぐる巡礼。納札や御詠歌などの習俗は四国遍路にも影響を与えたカ

#### \*六十六部（日本廻国大乘妙典六十六部経聖）

成立は不明だが、鎌倉時代には確認される。66か国の1国1か所ずつ法華経を奉納することを基本とする巡礼。各国の一宮や国分寺に奉納することが多いが、奉納場所は一定しない。この廻国の宗教者は「六部」・「廻国」とも略称され、仏像その他を入れた笈（おい）・厨子を背負い、鈴や鉦（かね）を鳴らして歩く。

#### \*四国遍路

平安時代には四国の海辺の道をめぐって修行する人々が存在（四国遍路の原型）。室町時代末期～江戸時代初期に、弘法大師ゆかりの八十八か所を巡拝する形が確立（「八十八か所」の初出史料は、寛永8年（1631）版の『せつきやう（説教）かるかや』の「さてこそ四国へんと（辺土）ハ八十八か所とハ申すなり」）。

#### ○札所寺院に対する研究者の見方

##### ■札所寺院と遍路者（真野 1975）

「現実的に交渉する接点はおどろくほどに稀薄」

- ①宿坊の歴史はきわめて新しく、一部の通夜堂を除いて札所寺院に遍路が宿泊することはほとんどなかった。
  - ②札所寺院には遍路を対象とする行事が全く存在しない。
  - ③札所側は遍路の誘致策をもっていなかった。
- 「現実的に四国遍路は、主として接待という習俗を媒介とする、順拝者と沿道住民との間の直接的な相互交渉を、第一義的な存立基盤として展開してきた」
- ※「札所とは、彼らのこうした歩き続けるという一連の行為を確認する場として位置づけられるべきではなかろうか」（真野 1980）

■札所寺院における大師堂の整備（頼富 2009）

- 「当初は修行者のみの参加であった遍路が、一般の庶民へと主流層が移動するようになると、四国の大師一尊化が急激に進んだ。その結果、大師堂は札所にとって不可欠なものとなり、江戸時代初期以降、四国全土に急速に建立された」
- ←「四国遍路から、宗教性・伝説性などが払拭されるわけではない。結果的には、八十八か所の札所（とくに本堂と奥の院）の現場における「聖なる場」と「俗なる人（遍路者）の関わる行や儀礼」がすべてであり、弘法大師という高僧が直接もたらしたもの（密教思想やマンダラ思想など）という一種の宗教的求心性・権威というものの必要性は揺るがない」

※讃岐国を例として、四国遍路成立期の問題をふくめた札所寺院の特徴等を検討

1. 札所寺院の特徴 —讃岐国の札所寺院にみる—

○札所寺院の成立

第 73 番出釈迦寺の例

\* 『四国辺路道指南（みちしるべ）』 貞享 4 年（1687）：

**史料 1**（出釈迦寺の項）

「此寺札打所、十八町（＝約 2 キロメートル）山上に有、しかれども由緒有て堂社なし、ゆへに近年ふもとに堂并（ならび）に寺をたつ、爰にて札をおさむ」

※本来の札所は修行地として山上に設けられたが、それでは道が険しく札を納めるのに不便なので、その麓に新たに札所（現在の出釈迦寺）がつくられた。

→遍路の大衆化時代に見合う聖地として、札所が整備された

\* 『四国徧礼（へんろ）霊場記』 元禄 2 年（1689）：

**史料 2**（出釈迦寺の項）

「むかしより堂もなかりきを、ちかき比、宗善といふ入道のありけるが心さしありて、麓に寺を建立せりとなり」

※宗善なる僧が寺を建てたことが判明

※最近の出釈迦寺の文化財調査により、宗善に関する資料が新たに発見された。

→弘法大師空海像の台座に記された墨書には、本像を寄進した一人として「宗善」の名が見える（『四国八十八ヶ所霊場第七十三番札所 出釈迦寺調査報告書』79 頁）

○札所寺院と道

札所寺院にとって道は不可欠

←元禄2年(1689)の『四国徧礼霊場記』の略図では、札所へ至る道などを「○○」道と記載(「長尾寺図」**史料3**の注記は「志度寺道」、「大久保道」)

→巡礼道の固定化(不特定多数の人びとを導き入れる道の成立=巡礼寺院の確立へ)

※近世後期になると、札所寺院も遍路者らのために道の整備をめざす事例あり

#### ○接待との関連

接待所・茶堂の設置、接待碑の設置、接待講の活動など

#### ○札所寺院の性格

庶民に開かれた「信仰の場」を境内にもち、不特定多数の参詣者を受容する

#### ○大師堂の建立

\*『四国徧礼名所図会』寛政12年(1800):

第87番長尾寺(天台宗寺院) **史料4**

やや奥まったところにある小堂が大師堂

↓

\*『讃岐国名勝図会』嘉永7年(1854):

本堂と横並びになった長尾寺の大師堂 **史料5**

※札所寺院としての寺観が整う

## 2. 江戸時代の四国遍路

「民衆・庶民の信仰」という側面が特徴の一つ

→その実態は?(四国遍路の光と影)……「お接待」の文化とは?

権力との関わりは?(四国遍路の公的位置づけの問題)

※18世紀後半以降、庶民の旅がさかんになる。

→庶民の旅が盛行したのはなぜか?

一般的な背景:街道や宿場町などの輸送組織が発達したこと、農民や町民の地位が向上したこと、金銀銭貨が通用し為替が発達したこと、など

\*往来手形(19世紀の往来手形の機能:①身許証明、②通行・一宿の保証、③死去時のその地での埋葬と国元への報告不要(いわゆる捨て往来))

### 1) 江戸時代後期の倒れ遍路と往来手形

○鳴門教育大学附属図書館所蔵「後藤家文書」(町田 2006)

多くの「倒れ遍路」関係史料が含まれる(藩への届出などに関する19世紀の史料254点)。

→1点1点を注意深く読むと、遍路の実態やそれへの村々の対応の仕方にはさまざまな場合があること、また遍路の周縁に位置する類似の存在などがみえてくる。

\*地域に残る史料を丹念に掘り起こすこと、そして倒れ遍路の史料を単体としてみるのではなく、「群」としてみることで、より実態に近い遍路の姿や、村の対応が明らかに。

\*いくつかの事例→地域からみた遍路の姿を紹介

○後藤家:遍路道近くの阿波国名東郡早淵村(=徳島市国府町早淵)にあり、19世紀に組頭庄屋を勤める。

\*組頭庄屋とは?

他藩の大庄屋制と共通する側面をもち、郡内にいくつかの村を組み合わせた組村を統括する存在。藩からの「触・達」の伝達、組村からの訴訟・歎願・公事出入の調停・処理、組村の風俗・治安維持、農作状況・家数などの調査・報告などを主な任務とする。

\*後藤家の管轄する組村＝早淵村の構成村

**史料6**地図を参照（枠で囲んだ村名が該当）

→早淵村とその周辺には 13 番大日寺・14 番常楽寺・15 番国分寺・16 番観音寺・17 番井戸寺があり、当地は札所霊場が集中する地域（遍路者が多く通行）

→後藤家には、倒れ遍路の処理に関わる文書が多く集められる。

※徳島藩内の村で遍路が死亡した場合

- ①各村の庄屋・五人組は、藩（郡代）に対して、その旨を届け出ることが義務づけられている（以下、**史料7**図 a を参照）。
- ②その届出をうけた郡代は、管轄下の組頭庄屋に対してその見分・取糺（ただ）しを命じる。組頭庄屋は現地におもむき、死体見分や同行者・村役人の取糺しを行なう。
- ③この取糺しに対して、同行者・宿元・村役人は、その者の死去に至る経緯とその者が病死に間違いないこと等を組頭庄屋に報告する。
- ④組頭庄屋は、③の報告（「約書（つづめがき）」）に、見分の結果相違ないこと、倒れ遍路の状態・所持品、死骸処理等を村役人らに指示した旨等を記した「添状」「添書」を作成し、①の届書、遍路の往来手形・寺請手形・国入切手・船揚り切手等を添えて郡代手代にまとめて提出した。

→この結果、組頭庄屋の手元には、管轄する組村内で死亡した遍路に関する文書が、多く集められた（後藤家文書の中には、このうちの②の正文と、③④の控・下書が残されている）。

\*ただし、倒れ遍路が増加する天保 8 年（1837）には若干変更され、「異死人」を除く遍路行き倒れの者がいた場合、①の届出が、村々から直接、組頭庄屋に提出され、それをうけて組頭庄屋が直ちに見分を遂げ、その後に③④が郡代手代に提出されるようになっている（**史料7**図 b）。

→届出が郡代までいかずに組頭庄屋に委ねられ、処理後に郡代に提出されるように。その結果、天保 8 年以降は②に該当するものはみられず、③④だけが残される。

#### 事例 1)

- ①つや（47 才）は、備後国（＝広島県）世羅郡小国村の出身で、娘さめ・しつ（2 歳）と、同村出身のそめ・喜代吉親子の、計 5 名で廻っていた。5 月 28 日に府中村に到り、悦太の家に泊まったが、つやとしつ、そめ・喜代吉がいずれも病気になってしまう。
- ②悦太は医者に診せ、薬や食べ物を与えて介抱したが、6 月 1 日に状態が悪化。まず、しつが夜八つ時に亡くなり、後を追うように母つやが翌朝五つ時に病死する。
- ③村役人が藩にこのことを届け出ると（＝①）、郡代が組頭庄屋の後藤善助に死骸見分糺（ただ）しを命じる（＝②）。
- ④後藤は、「往来手形の旨に任せ」、死骸を寺院導師によって最寄りの墓所に土葬し、木札に「有姿」を記すことを命じ、あわせて、残ったさめとそめ・喜代吉親子、悦太、府中村役人から一札を取り（＝③）、さらに見分内容を郡代手代に報告している（＝④）。所持品であった柳行李（やなぎごうり）・三衣袋・納経・数珠・茶碗・脚絆（きゃはん）・草鞋懸・

杖・笠は残りの者に渡された。

#### ※遍路当事者の特徴

- ・四国遍路には、1人で廻る場合が多いが、家族など複数人数で廻る場合も目につく。  
つやの場合、どのような経緯があって遍路に出たのか不明（娘を連れての遍路は、亡き夫の追善か、あるいは村を出ざるを得ない事情があったか、いずれかの可能性カ）
- ・往来手形を持っている→彼らは正式な手続きを経て遍路に出ていた。

#### ※村方の対応

- ・遍路が村を訪れて亡くなるまでの数日間、遍路を泊めた悦太が、村役人の指示の下で、看病・手当を行っている  
→この場合は、遍路を自分の家に泊めた場合であるので、泊めた悦太本人が看病・手当を行っているが、実際は「小屋懸」（筵（むしろ）などで作った雨露を防ぐだけの小屋）の場合が多く、その際は村として看病・手当することが多い。
- ・亡骸（なきがら）の土葬は、組頭庄屋の見分後、その指示をうけて、村として執り行っている。  
→寺院導師をもって、最寄りの三昧（さんまい）に土葬。  
←往来手形には、たいてい「万一病死等候時は、其所之以御作法、御慈悲之上、御葬置被下度候」（万一病死した場合には、その地の作法で葬ってほしい）といった文言が記されている（＝「捨て往来」とよばれるもの）  
→それをうけて村では、寺院導師をもって懇（ねんご）ろに葬る。

#### ※その後は？

- つや・しつの亡くなった後、残った3人がどうしたかは直接にはわからない。  
←海部郡北河内村の台兵衛の場合、倅（せがれ）京太郎が延命村で病死した場合、亡骸は墓所に葬り、自身は往来手形に倅死去を記した「付紙」を付けて、巡拝を続けている。  
→残された3人もおそらくそうしたカ  
But) 問題は、親子連れのうち、親が死亡し、子が残される場合。

#### 事例2)

- ①筑前国（＝福岡県）怡土郡深江村出身の半六・福太郎親子は、四国巡拝を続けてきたが、天保5年（1834）6月2日に府中村まで来たところで父半六が力尽き、往還端で伏せ込んでいた。
- ②村役人がかけつけ様子を尋ねると、「疝癪」（さしこみ）で痛み困っているというので、早速養生させ手当を施したが、6月17日に悪化し、暮時に病死してしまう。
- ③組頭庄屋による見分後、亡骸は懇ろに土葬することが命じられ、残った福太郎については、「村方より相労（いたわ）り養育仕遣可申」と、村での養育を仰せ付けられる。
- ④ところがこの福太郎も「痲病」（痲疹カ）になり、村では医者に診察させたり手当したが、治らず9月4日に病死してしまう。

#### ※子が残される場合

- さしあたりは村で養育することが命じられている。福太郎は、半六の死後2か月半余りを府中村で養育されたことになる。  
→さらに半六の看病期間を含めれば、約3か月にわたって倒れ遍路を村で手当した。  
その費用はおそらく村入用（村の運営経費）から捻出されたカ  
→事例1「つや」の場合と比べてみても、子が残された場合の村の負担は相当なものカ

### 事例 3)

- ①但馬国 (=兵庫県) 七味郡伊兵衛妻 (44~45 才) は、伊兵衛の死後、子半蔵 (8 才) を連れて四国巡礼に発ち、天保 9 年 (1838) 2 月に早淵村まで来たところで、往還筋に倒れ込んでしまう。
- ②それを、13 日朝に村人が発見し、庄屋に届け出てきた。村役人らが駆けつけたところ、伊兵衛妻は既に事切れていた。組頭庄屋の見分によれば、彼女はもともと「癩病相煩、面部相崩」、つまりハンセン病であった。残された子、半蔵は、組頭庄屋の見分に対し、「父伊兵衛は既に国元で亡くなったが、兄が 1 人いるので、早く国元に帰りたい」と言うばかりで、幼年で分別がつかない状態であった。
- ③組頭庄屋の後藤庄助は、村役人に対し、伊兵衛妻のその亡骸については、「往来手形之旨ニ任せ」て、懇ろに土葬することを命じた。そして半蔵については「先村方へ指預り随分相勞置候様申付」、さしあたり村方が預かり、養育し、郡代からの下知を待つように指示した。

#### ※ハンセン病の遍路

伊兵衛妻のようなハンセン病の者も、遍路には含まれている。しかも、彼女の場合も往来手形を所持する遍路→それゆえに、亡骸も他の遍路と同様に懇ろに葬られている。

#### ※残された子への対処

残された半蔵は、さしあたり村で養育 (その費用はおそらく村が負担。ただし親の死後残された子は、基本的には出身村に送還されることが多い)

←ここでの村の養育とは永続的なものではなく、さしあたりの処置カ

### 事例 4)

- ①大和国 (=奈良県) 吉野郡十津川郷谷瀬村の岩蔵は、嘉永 3 年 (1850) 2 月に子ども 5 人を連れて四国巡拝に出発する。
- ②ところが同年 7 月には伊予で、10 月には土佐で子ども 3 人が病死し (往来手形の付紙記載により判明)、残る岩蔵は大次郎を連れて嘉永 4 年 3 月 26 日に延命村までやってきたが、そこで持病が起り、村では養生を加えたものの、27 日に病死してしまう。
- ③残された大次郎については、幼くて巡拝を続けることは難しいので、村で養育するように組頭庄屋が命じ、村側でもそのように対処した。
- ④そこで延命村庄屋が谷瀬村に書状を送り、親類の者を迎えによこすか、遠くて難儀であれば大坂まで送るので、大坂で引き渡すか、いずれがよいか知らせてほしい旨を伝えている。

### 事例 5)

- ①福山藩領備後国 (=広島県) 深津郡深津村長十の妻かねは、嘉永 3 年 (1850) 12 月、倅浅次と娘さとをつれて四国巡拝に出発する。
- ②ところが、かねは府中村まで来て嘉永 4 年 6 月に病死してしまう。残された子ども 2 人について、大坂の蔵屋敷を通じて福山藩蔵屋敷に伝わり、藩を経由して深津村まで、その内容が伝えられた。
- ③これをうけて深津村庄屋の石井武右衛門は、府中村の庄屋にあてて書状を送り、かねに対する養生、死後の検使を受け、懇ろに葬り、さらに子ども 2 人への養育について、深い感謝の意を表している。その上で、かねの夫長十を迎えにやること、御礼として庄屋に保命酒 5 合、村役人に同 10 合、かねを泊めた家に菓子料 100 疋、葬送の導師を勤めた寺に御

布施 50 疋を送ることを伝え、長十に持たせている。

※親の死後に残された子は、基本的には出身村に送還される。子どもの養育も送還までの間で、時限的であった可能性が高い。

※子の送還は、基本的に、倒れ遍路を処置した村と遍路の出身村との間の、村と村との関係によって成り立っていた。

#### 事例 6)

①天保 2 年 (1831) 11 月 18 日、府中村の喜次郎宅に 1 人の遍路と思しき男 (60 才程度) がやって来て、一晩泊めることを願った。男は皮篋を負台に乗せていたので、喜次郎は遍路であると思って泊めてやった。

②ところが翌晩から男の状態が悪化し、20 日朝五つ時に病死してしまう。男の所持品は、遍路札のある札挟、十三仏真言一冊、丸薬二包、皮篋に飯行李一つ、椀一つ、杖、笠であった。往来手形を持っておらず、「乞食体之者」と判断され、亡骸は最寄りの墓所に「取捨」となった。

※この者の場合、皮篋を負台に乗せて担ぎ、遍路札などを持つ者で、しかも札挟には「讃州」の記載があり、状態としてはまさに遍路でありながら、にもかかわらず往来手形を所持しないということで「乞食体」と判断された。

※亡骸も、往来手形を持つ遍路であれば、「万一途中にて死去した場合はその所の作法をもって取り埋めてほしい」という「往来手形」の旨をもって、寺院導師によってその村の三昧に丁重に葬られ、有姿を記した木札を建てられるところを、この場合は「最寄三昧へ取捨」になっている。

→「取捨」といっても三昧＝墓所に埋められるのだが、手形を持つ遍路のような懇ろな葬送ではないことは明らか。

※この男を泊めた喜次郎の弁明

「私は年老いていて分別もなく、男が皮篋を負台に乗せているので遍路のように見えた。何も考えずに遍路だと思い込み、生国などを尋ねずに泊めてしまった」

→喜次郎は、自分が老年であり、男が状態としては遍路に見えたことを強調しているが、このように強調せざるを得ない前提には、遍路を止宿させる場合、その者が往来手形を持つのかどうか、身元を確認すべきであるという原則があったカ

#### 事例 7)

①天保 3 年 (1832) 4 月 5 日、延命村に「辺路体」の男がやってきたが、持病が起り、村役人がこれを見て小屋懸し、医師服薬などを施して養生させていたが、5 月 16 日に死去する。

②生前この男は、「紀州日高郡和田浦与兵衛」であること、しかし往来手形については盗み取られ持っていないことを本人が申し出ていた。

③この男の亡骸も、往来手形を所持せず、椀などをもつ「乞食体」と判断され、「取捨」になった。

※たとえ本人が遍路と名乗っていても、往来手形がなければ「乞食体」と判断される。

※往来手形を持たずに最終的に「乞食体」と判断された者に対しても、1 か月半にわたり村が世話をみている。たとえその者が「往来手形」を持たなくても、その者が人として困難な状況であることに接すれば、村々では小屋懸し、その世話をする。

- 倒れ遍路の場合、見た目は同じでも往来手形の有無によって死後の扱いに差が生じる。
  - 往来手形の有無が、「遍路」か「乞食体」かを区別する1番のポイント
  - ←その一方で、社会的実態としては、「遍路」も「乞食体」も区別できないような人々が多く存在
- ★倒れ遍路の場合、その位置づけが問題になる時点（藩や組頭庄屋などが関与する時点）で公的領域の問題が浮上してくる。

## 2) 幕府・藩の「行旅難渋者救済システム」と往来手形

- 18世紀後半以降、庶民の旅がさかんになる→なぜか？

18世紀後半に行旅難渋者への対策が整備され、「行旅難渋者救済システム」とでもよべる体制が機能→庶民の旅盛行の直接的契機（柴田 2001）

- 「行旅難渋者救済システム」とは、旅の途中、病気など不測の事態によって困窮した旅人が、往来手形などの身許証明書を所持していれば、無料で医者への加療をうけたり、希望すれば、国元まで宿継村継（＝村送）で送還してもらうことができ、途中で死去した場合、その地に埋葬し、国元にその旨を連絡してもらえ救援体制をさす。

※幕府の元禄元年令（1688年） 『徳川禁令考』前集第六

「生類あわれみ」の観点から、病牛馬や病気の旅人の遺棄を禁止することが主眼

※幕府の明和四年令（1767年） 『徳川禁令考』前集第六

- ・行旅難渋者対策がシステムとして一応の完成をみる→明和令は日本近世においてパスポート（往来手形）体制を開始させた法令
- ・明和令の意義は「宿継村継」規定と「往来手形」所持規定とが一体化されたこと
  - これ以降、難渋者が発生した際、往来手形で身許を確認したうえで、宿継村継によって国元まで送還する方向で諸藩の対応が一致していくことになる。
- ・明和令は多くの諸藩で書き留められており、村送が明和令の発令を機に多くの諸藩で実施されるようになる。
- ・明和・天明期以降、行旅難渋者が急増（←幕府の明和令が大きな影響を与えたカ）
  - 寺社参詣の最盛期は、1800年前後から1840年頃（柴田 2004）

※ただし、19世紀に難渋者が急増し、街道に沿った村々の負担が増加する事態へ（村送の激増、偽往来手形の横行へ）

\*近世後期の矛盾の増大

※往来手形の携帯を前提にしたパスポート体制

→19世紀には広く一般化

- 明治15年（1882）に廃止されるまで継続（明治政府は旅行者を直接把握しようとした政策をとるが失敗。難渋者保護の責任を放棄して、身許証明書不用のいわば自由旅行を認めざるをえなくなる。この時点で近世以来の村送体制も廃止へ）



- \*近世の遍路者←往来手形により一時的地位・状態を公的に保証されていた
- \*近世後期に行旅難渋者が急増（→街道に沿った村々の負担増加）、「辺路体の者」が増加  
→近世後期の諸矛盾
- \*近代における勸進行為（乞食・接待）の否定へ  
→接待を求める遍路は「乞食遍路」として概念化され、接待・托鉢が禁止へ  
ただし、県などが正統と認めれば遍路は排除の対象とならない（近代の各県に望まれた遍路者像とは、戸籍を有し、生業をもち（巡礼を生活手段とせず）、十分な資金を有し、托鉢をせず、身なりを調べ、清潔かつ健康であるといった遍路者）

## おわりに

- ・江戸時代のパスポート体制  
→地域住民のボランティア的な協力があつて初めて十全に機能  
「村の治」を担うような村役人層の存在を前提にして、パスポート体制が円滑に機能した。  
※民衆は巡礼などの旅を通じて、地域を超えた新しい知見を獲得  
→各地域の文化活動の基盤へ
- ・「お接待」の文化  
→必ずしも四国遍路に限らないが、現在の西国巡礼ではほとんどみられない→なぜか？  
※四国遍路の場合、修行僧への喜捨の伝統を汲むもの。  
その行為は、自らの救済にもつながることとして位置づけられてきた。  
⇒単に物乞いをする貧者に、上からものを与える救済文化ではない。  
接待をうける者と接待をする者とが、ともに救済される文化。

## 主要参考文献

- 真野俊和「四国遍路への道—巡礼の思想—」（『季刊 現代宗教』1-3、1975年、後に『日本歴史 民俗論集 8 漂泊の民俗文化』吉川弘文館、1994年に再録）
- 真野俊和『旅のなかの宗教—巡礼の民俗誌—』（日本放送出版協会、1980年）
- 白井加寿志「四国遍路の実態」（『徳島の研究 7』清文堂、1982年）
- 柴田 純「行旅難渋者救済システムについて—法的整備を中心として—」（『史窓』58、2001年）
- 柴田 純「近世のパスポート体制 —紀州藩田辺領を中心に—」（『史窓』61、2004年）
- 町田 哲「近世後期阿波の倒れ遍路と村～後藤家文書を素材に～」（『徳島自治』88、2006年）
- 頼富本宏『四国遍路とは何か』（角川書店、2009年）
- 『日本の歴史 近世・近現代編』（ミネルヴァ書房、2010年）
- 星野英紀・浅川泰宏『四国遍路』（吉川弘文館、2011年）
- 柴田 純『江戸のパスポート』（吉川弘文館、2016年）

史料1

『四国辺路道指南(みちしるべ)』『四国遍路記集』所収)

貞享四年(一六八七)刊行

七十三番出釈迦寺 少山上堂有、ひがしむき。

本尊釈迦 秘仏、御作。

まよひぬる六道しゆじやうすくはんとたつとき山にいづるしやか寺

ほかに虚空蔵尊います。

此寺札打所十八町山上に有、しかれども由緒有て堂社なし。ゆへに近年ふもとに堂并に寺をたつ、爰にて札をおさむ。

史料2

『四国徧礼(へんろ) 霊場記』『四国遍路記集』所収)

元禄二年(一六八九)刊行

我拝師山出釈迦寺

此寺は曼荼羅寺の奥院となん。西行のかけるにも、まんだらしの行道所へのぼるは、よの大事にて、手を立たるやうなり、大師の御経書て埋ませおはしましたる山の峰なりと。俗是を世坂と号す。其道の程険岨にして参詣の人杖を抛岩を取て登臨す。南北はれて諸国目中にあり。大師此所に観念修行の間、緑の松の上白き雲の中釈迦如来影現ありしを大師拝み給ふによりて、こゝを我拝師山と名け玉ふとなん。山家集に、その辺の人はわかはしとぞ申ならひたる、山もしをはすて、申さずといへり。むかしは塔ありときこへたり。西



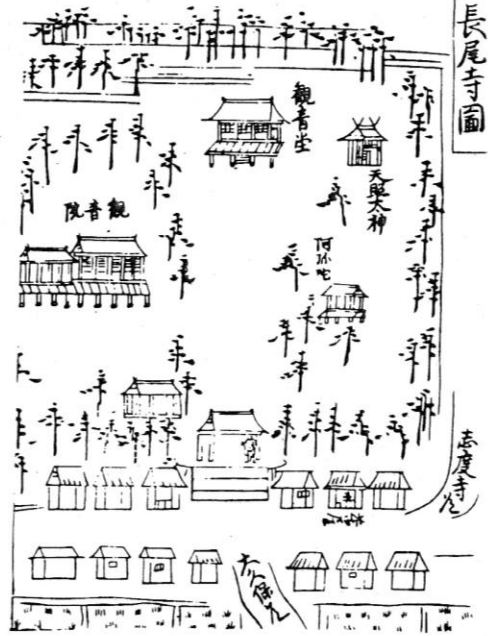
行の比まではその跡に塔の石すへありとなり。是は普通寺の五岳の一つなり。むかしより堂もなかりきを、ちかき比宗善といふ入道のありけるが心さしありて。麓に寺を建立せりとなり。此山のけはしき所を捨身が岳といふ。大師幼なき時、求法利生の御こゝろみに、三宝に誓ひ捨身し玉ふを、天人下りてとりあげけるといふ所なり。西行歌にめぐりあはん事のちぎりぞたのもしききびしき山のちかひみるにも

(後略)

史料3

『四国遍礼（へんろ）霊場記』、『四国遍路記集』所収

元禄二年（一六八九）刊行



史料4

『四国遍礼（へんろ）名所図会』、『四国遍路記集』所収

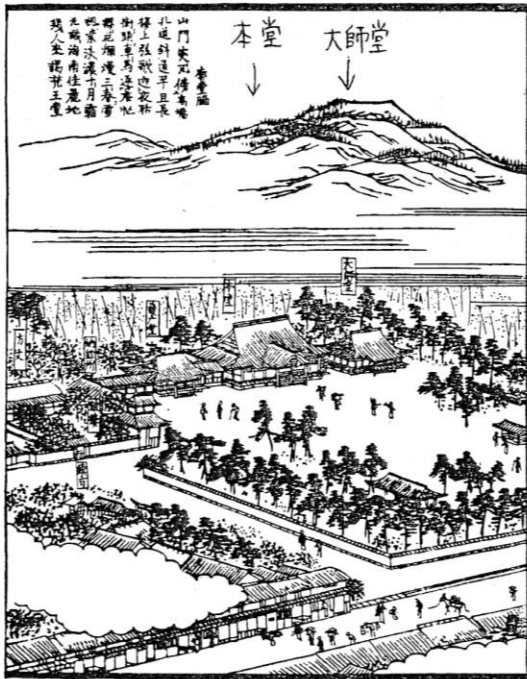
寛政十二年（一八〇〇）写



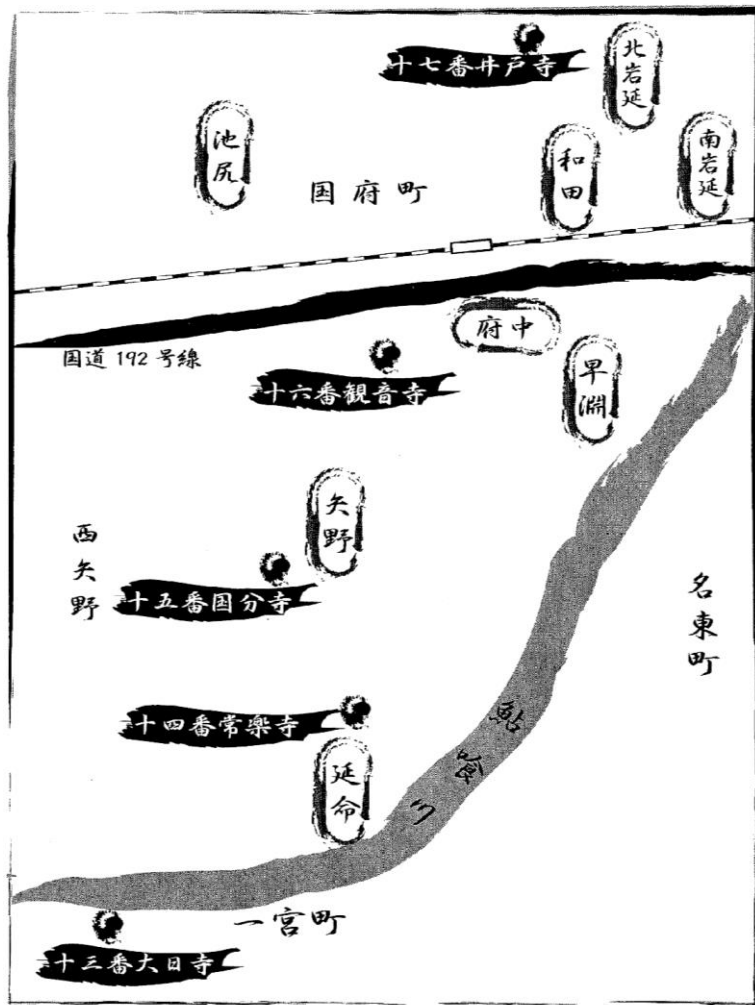
史料5

『讃岐国名勝図会』、『日本名所風俗図会』十四所収

嘉永七年（一八五四）刊行



四国八十七番札所、長尾寺 西善寺 秀円寺 あしなへものりの力にひかれつつめぐる事のつなの長尾寺 千歳園松菜 廊堂隣 山門突元たり高壇に傍ふ/孔道斜に通じ平且つ長/楼上の弦歌夜を迎へて聒（かまびす）しく/街頭の車馬は晨を逐ふて忙はし/桜花爛漫、三春の雪/楓葉淡濃、十月の霜/元より識る海南佳麗の地/幾人か来り謁す梵王の堂



史料6

徳島市国府町早淵周辺現況図

集落名は組頭庄屋後藤家が管轄したことがある村

史料7

図 a 病死遍路発生時の手続き (天保8年(1837)2月以前)

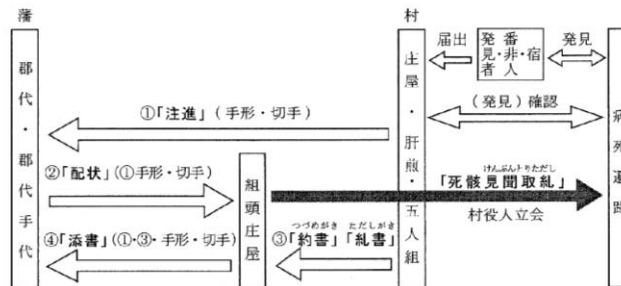


図 b 病死遍路発生時の手続き (天保8年(1837)2月以降)

